

登録番号	熊本県知事第2127号	氏名又は名称	桑崎 勇逸		
作成日	R7/1/31	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）														
	（○）単独の判断	（ ）団体による判断													
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>1.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>5.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>300</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 （津波・竜巻の危険性がある場合） 	出航地の波高	1.0	m以上	出航地の風速	5.0	m以上	出航地の視程	300	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 []</p> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>[]</td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	代表者	[]	連絡先	[]
出航地の波高	1.0	m以上													
出航地の風速	5.0	m以上													
出航地の視程	300	m未満													
代表者	[]														
連絡先	[]														
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>1.5</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>6.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>300</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他（津波・竜巻の危険性がある場合） 		漁場における波高	1.5	m以上	漁場における風速	6.0	m以上	漁場における視程	300	m未満				
漁場における波高	1.5	m以上													
漁場における風速	6.0	m以上													
漁場における視程	300	m未満													